

## 議事（2）仙台市社会福祉審議会運営要領の改正について

### 1 改正の概要【資料 3-2、3-3】

- (ア) 社会的養護のものと子どもからの意見表明に関する事項及び関係機関からの申立て、申出に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に「子ども権利擁護部会」を置くもの。
- (イ) 児童福祉専門分科会の事務局の名称を「こども若者局こども家庭部総務課」に変更するもの。

### 2 改正の理由

- (ア) 【資料 3-4】にて担当課より説明
- (イ) 仙台市の組織改編により、児童福祉専門分科会の事務局である従前の「子供未来局子供育成部」が、令和5年4月1日より「こども若者局こども家庭部」に変更したため。